

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成25年7月12日(金)午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 静岡地方裁判所浜松支部裁判員候補者待機室(5階)

3 参加者等

司会者 林 道 晴(静岡地方裁判所長)

裁判官 青 沼 潔(静岡地方裁判所浜松支部刑事部部総括判事)

検察官 岩 橋 保(静岡地方検察庁浜松支部検事)

弁護士 杉 尾 健太郎(静岡県弁護士会浜松支部所属)

裁判員経験者1番 70代・女性・主婦

裁判員経験者2番 60代・女性・ヘルパー

裁判員経験者3番 60代・男性・無職

裁判員経験者4番 30代・女性・パート(介護関係)

裁判員経験者5番 60代・男性・無職

裁判員経験者6番 40代・女性・主婦

裁判員経験者7番 40代・女性・主婦

裁判員経験者8番 40代・男性

静岡司法記者クラブ記者 7人

4 議事要旨

冒頭挨拶と法曹出席者紹介

司会者

私は、本日の司会を務めさせていただきます静岡地方裁判所長の林と申します。本日は、裁判員を経験された8名の皆様に御参加いただいておりますが、お忙しい中をお出でいただき、誠にありがとうございます。

ところで、平成21年5月から開始された裁判員裁判は、これまでのところ、

おおむね順調に運営されております。その最大の理由は、何と云っても国民の皆さんのこの制度に対する理解と裁判員の方々の審理や評議における熱心な姿勢、真摯な取組にあります。

本日は、裁判員裁判をより良いものとするために、実際に裁判員裁判を経験された方々から、審理や評議の在り方などについて、率直な御意見をお伺いし、今後の裁判に生かしていければと思っています。

なお、この意見交換会には、私以外に、裁判官、検察官、弁護士からそれぞれ1名が参加しております。まず私の隣からですが、静岡地方裁判所浜松支部で裁判員裁判を担当しております裁判官です。

裁判官

この浜松支部で刑事裁判、裁判員裁判の裁判長をしております、青沼と申します。本日は裁判員裁判で御一緒させていただきました、裁判員経験者の皆様と再びお目にかかることができ、大変感慨深いものがあります。皆様には、どうぞ自由に忌憚のない御意見を言っていただき、今後の裁判員裁判に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

次に、静岡地方検察庁浜松支部から岩橋検事が出席されております。

検察官

静岡地方検察庁浜松支部、検事の岩橋と申します。本日はよろしくお願いいたします。是非、貴重な意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会者

最後になりましたが、静岡県弁護士会浜松支部から弁護士さんが出席されています。

弁護士

刑事弁護士センターというのが弁護士会にございまして、そこの副委員長を

しております，杉尾と申します。今日の御意見を是非弁護士会としても参考にさせていただきたいと思いますので，忌憚のない意見をよろしく願います。

担当事件の概要紹介

司会者

前置きが長くなりましたが，これからお話を聞かせていただきたいと思います。皆さん，名札もそうなんですが，皆さんのプライバシー保護のために，今日はその名札にあります番号で，皆さんの名前を呼ばせていただければと思います。御了承いただければと思います。

なお，お話しになっているとき，あるいは会の進行中に気分が悪くなった方がいらっしゃったら，遠慮なくお申し出いただきたいと思います。どういふことを話したらいいかということが分からない場合についても，率直に聞いていただければと思いますので，よろしく願います。

最初の皮切りとして，皆さんがどのような事件を担当されたのか，それについて一言ずつ御紹介をお願いできればと思っています。せっかく番号が付いておりますので，1番さんからお願いします。

1番

私は昨年9月初め，4日間，強制わいせつ致傷の担当をいたしました，1番です。よろしくお願いします。

裁判官

事実関係を認めていた事件でしたね。

1番

はい。

裁判官

たくさんあった。8件くらいありましたよね。

1番

そうですね。たくさんありましたね。

司会者

続きまして、2番さん、お願いいたします。

2番

私は去年の7月、殺人未遂の事件にかかわりました。

司会者

事件の内容を簡単に御説明いただいても結構です。

2番

同居していた被告人が実の弟さんを洋包丁で刺し殺そうとしました。未遂事件です。

司会者

被告人が罪を認めていたのか、あるいは、これはやってないと言っていたのかという点はいかがですか。

2番

ちょっと精神的なあれがありまして、覚えてないっていうことを。質問なんかをしてもあまりはっきりと答えられないような方だったのを記憶しています。

裁判官

殺意とか責任能力の争われた事案ということですか。

2番

はい。

司会者

では、続きまして3番の方、お願いします。

3番

殺人未遂ですね。被告人が息子さんを刺し殺そうとしたという事件でした。理由というか、経緯ですけど、親父さんの先を悲観してということで起こった

事件です。

裁判官

これは、事実関係は認めていた事案でしたよね。

3 番

そうですね。認めておりました。

裁判官

刑をどうするかということ。

3 番

そうです。それだけでしたね。

司会者

続きまして、4 番の方、お願いします。

4 番

殺人未遂事件で、殺人の故意があるかないかがいろいろ問題になった事件で、4 日間審理させていただいた 4 番です。

裁判官

被告人はどんな方でしたか。

4 番

ブラジルの方で、通訳の方が入ってしゃべっていたので。

裁判官

そういう特色がありましたよね。

司会者

では、5 番の方、お願いいたします。

5 番

僕の場合は強盗致傷と銃刀法違反ということで、コンビニを 4 回にわたって襲って、最終的に 4 回目に怪我をさせたということなんですね。それで、生活が苦しいという中のあれも、ある程度は本人からいろいろ聞いて、我々みんな

も同情の余地はあったんですけど、やっぱりやっていること自体が大きな事件であって、なかなかこういうのは判断するのは難しいなど。

本人も自白してますし、相手に対してもあれしてるということで、そういう点も情状酌量した中で、裁判長の意見とみんなで意見を出し合いまして、4日間で一応終わったということです。

司会者

ありがとうございます。続きまして、6番さん、お願いします。

6番

私が担当したのは、強盗強姦と窃盗詐欺の21歳の男性の方で、もう罪は認めていたので、何年服役させるべきかということ、4日間話し合っただけで決めた事件でした。

司会者

続きまして、7番の方、お願いします。

7番

私が担当させていただいたのは今年の2月の裁判なんですけれども、偽造通貨行使、通貨偽造同行使をしまして。一応、本人は自白をいたしまして、審理の期間は4日間でした。本人は、子どもが自立して、旦那さんが単身赴任であまりいなかったのだからちょっとさみしかったときにやった犯行でした。

司会者

8番さんも同じ事件になりますね。

8番

はい。

司会者

何か付け加えることは。

8番

7番の方と同じく、偽造通貨行使、通貨偽造同行使の裁判をさせていただき

ました。本人は自白された事件だったんですが、プリンターを用いた、透かしもないという紙幣の偽造を行ったりしました事件で、本人の短絡さも垣間見られた犯行の事件を担当させていただきました。

裁判官

これ、5件くらい、件数ありましたよね。

8番

そうですね。1件だけじゃなく、複数の事件を何回にもわたって行ったということで、犯罪の度合いも徐々に増えていってしまったと、そういう事件でありました。

全体的な感想

司会者

ありがとうございました。概略を非常にポイントを分かりやすく御紹介いただくことができたと思います。それでは、今、御紹介があった体験された事件について、全般的な感想のようなものをお願いできればと思います。

感想と言われても言いにくいかと思いますが、例えばの例で申し上げますが、裁判員裁判を経験する前と後とで、裁判員裁判あるいは裁判所に対する見方なりイメージが変わった点があるかどうか。こういうのも一つの感想としてあると思いますし、何よりも裁判員裁判を実際にやられてみて、御負担はどうだったか。精神的にも肉体的にもあるかと思いますが、そういう点は振り返ってみて、どうかということですね。

また、これも皆さんに御苦勞をお掛けしてるんですが、今のお話ですと、3日、4日、5日ということであるわけですが、やはりそれだけ皆さんの時間を拘束することになりますので、その点で裁判員裁判に参加するに当たって、スケジュール調整等で苦勞された点はないかどうかと。これはあくまでも例ですので、そんなところも参考にして、皆さんの全体的な感想なるものをお願いできればと思います。今度は番号を逆にしまして、8番さんからお願いしたいと

思います。いかがでしょうか。

8 番

4日間という期間にわたって、まず、普段とは全く逆の、こういう裁判員という立場に身を置くことになりまして、裁判又は裁判所というものを身近に感じることができる、貴重な体験をすることができたと思います。当日、前後合わせてなんですが、職場の人たちとかが結構協力をしてくださいまして、自分は本来、夜勤務している時間帯が多くて、昼夜逆転の形になってしまって、睡眠のほうを調整するのがなかなか難しい当日にはなってしまったんですけども。やっぱり精神的にはちょっと負担が大きかったんですが、それでも、無事やることができたことに満足はしておりますね。

ただ、裁判員の立場になる前は、ニュース、報道機関のほうを通じて、よく報道の情報を得ようというふうに普段から結構心がけているんですけども、なお一層、そういう報道機関の方々、ニュースや新聞など、やっぱり裁判の経験をした立場からもいろんな観点で考えたりするというか、深く考えるようになったかなという気はしております。

また、生活においても、ほかの方が罪を犯されたという事実を知った上で生活することになりましたので、やっぱりなお一層罪を犯してはいけないなと。逆に、自分が被告人の立場になってはいけないということを心がけるようになりましたね。

司会者

7番さんはいかがですか。

7 番

今回、裁判員裁判を経験するまでは、裁判所というイメージがあまりよく湧かなかったんですけども、4日間、裁判員裁判を経験しまして、弁護士さんとか裁判官さんとか検事さんとか、いろんな方がこういうふうにやっているんだということが分かったこと。あと、子どもが当時小1と小3だったんです

けれども、裁判員をやるに当たりまして、帰宅時間がどうしても子どもたちのほうが早いものですから、主人の実家のほうに子どもを預かってもらいまして、それで、何とかできました。

負担がやっぱりちょっとありまして。朝早かったり夜遅かったり、遅くまではいかないですけど、帰宅が6時とか7時になっちゃいますから、家事の負担がちょっと大変だったというのがありますね。それでも、やっぱりやってよかったかなとは思いますが。それ以来、新聞やニュースで裁判員裁判をどういう感じかなとチェックするようになりました。一応、身近に感じられるようになってきました。以上です。

司会者

6番さん、お願いします。

6番

私も書類が一番初めに来たときに、当たることがないんだろうという感じで周りにも二人、書類が送られてきた方がいたものですから、もう1年経つし、ないよねなんて話をしてたら突然来て、4日間出たんですけど。恥ずかしいんですけど、裁判所のある場所さえ知らなくて、街中のこの辺という感じだったんですけど。入って、別世界というか、全然関係のない世界のという感じで裁判所を見ていたので、お話しして、裁判長さんとか裁判官の方とかと一緒に4日間過ごしたときに、同じような人間と言ったら失礼なんですけど、お話ししやすいなと思いました。

経験してから 私は今年の1月から2月にかけてだったんですけど、その後、直後が意外とニュースをやっぱり見て、これ何年ということは、初めに何年と言われて、これが何年になったんだなということをいろいろ考えたりとかしました。

負担は、うちも子どもが三人いて、毎日、水泳、習い事をやっているものですから、疲れて寝てしまって送り迎えができなくて、家事とかも手抜きになり

ましたし。娘が御飯を作ってくれたという感じですね。やっぱり家族は疲れているというのを感じるみたいで、話も聞いてくるんですけど、気を遣ってくれてたという感じでした。でも、とてもいい経験ができたと思います。

司会者

水泳の送り迎えは、お子さんが行ってくれるということなんですか。

6 番

お休みしました。普段だと、コーチがすごい厳しいので、お休みすると本当に怒られるんですけど、そこはコーチにお話をして、お休みを。

司会者

コーチも理解してくれましたか。

6 番

理解していただきましたね。

司会者

では、5 番さん、お願いできますか。

5 番

私は、この裁判員制度ができて、その報道を新聞でいろいろ見たんですけど、昭和 21 年生まれで、年齢が年齢だったので、裁判員に選ばれるということが宝くじに当たったような気がして、「お父さん、当たったよ」って女房に言われちゃって、正直言って、経験させてもらったことがうれしかったですね。死ぬまでに経験できるかなということがありましたので、正直、やらせていただいて、非常に喜びを感じました。

重荷に感じたのは守秘義務ですね。裁判員に選ばれたよと言っていいのか、下手に言ったら、事件内容も聞かれるだろうしということは、すごく自分が裁判員を経験して負担に感じたことです。

それともう一つは、自分が昭和 21 年の生まれなので、裁判というものは交通裁判は経験があります。だから、裁判所がまだ保健所の向こうのほうにあっ

たときの裁判所は、正直言って、交通違反等で点数制度になる前に裁判、私もありましたので、昔は点数制度じゃなかったものですから、何点以上になると呼ばれたりして、経験はありますね。だから、裁判所自体のことは経験はあるんですけど、こういう裁判員というので、一人の人を自分が裁くというのは、やっぱりこれでいいのかなというのもあったし、いろんな経験を積む中で勉強させていただいて、非常に勉強になりました。

それから、経験させていただいた以降、新聞なんかでも判決の問題、例えば、九州なんかでもいろんな問題になってますけど、死刑を覆すような裁判員の人たちの苦労が大変だろうなと思うんですね。自分が経験したのがあまりにも軽すぎて、ああいう新聞等に載ってる、死刑が逆にあれしたという、あの人たちはどんな思いでやってるだろうなと思って。そういうのが勉強になってますね。だから、裁判員についてうんと関心を持つようになりました。事件について、いろんな判決について。そういう意味ではやらせてもらったことをすごく感謝してますね。それくらいです。

司会者

では、4番さんお願いできますか。

4番

私が担当した事件が4月の終わりぐらいで、ちょうど中学校と小学校が家庭訪問の時期と重なってて、最初に選ばれると分かっていたら、ずらせばよかったんですけど、選ばれなかったらこの日空いちやうしという状態で、家庭訪問の日にちを決めるのがすごい先生と苦労して、もうちょっと早く分かれば、何か対策の立てようもあったんだらうなとは思いますが。逆に早く分かると、それまでの間にどきどきして、それをつらいんで、何か微妙だなと思いつつながら。

裁判員裁判を経験して感じたのは、普段、周りで犯罪を犯した人とか犯罪の被害者とかって、いるのかもしれないんですけど、私自身はあまり意識したことがなくて。私の担当した事件が夫婦の揉め事から殺人未遂になっちゃったと

いう事件で、たぶんその夫婦も元々は仲がいいだろう夫婦に思えたので、感情のちょっとしたずれとかで、こういうふうには犯罪の被害者になったり加害者になったりするというのが人間臭いというか、すごいせつないなと思う反面、自分もそうならないようにしなきゃいけないなというのは、すごく感じました。

裁判員を経験して、正直、今まで裁判官ってどんな人か、思い描くことができなかつたんですけど。漫画とかで『家裁の人』とかを読んで、こんな感じのイメージかなというのはちょっと持ってたんですけど、実際に血の通った人間なんだなというふうに感じて。ただ、自分が判決を出すときに、これでいいのかなってすごく悩んだりして、そういう思いを仕事をされている間は、裁判官の方はずっと思い続けてお仕事をされていると思うので、その覚悟がすごいなというのを感じたのと。あとは、裁判員を経験して、新聞の後ろのほうに判決の記録がちょっと載るじゃないですか。今までは一番大きな太字のところしか見なかつたんですけど、そのときに裁判長がこういうことを言ってましたとかいうところまでちゃんと読むようになったのは、少しよかつたかなと思います。以上です。

司会者

家庭訪問は、結局どうだったんでしょうか。

4番

全然別の日にずらしてもらいました。

司会者

やはりそうですか。ありがとうございます。では、3番さん、お願いします。

3番

正直な話、人間が人間を裁くということの難しさに遭遇させていただいて。ここに出席させていただくまでは、冤罪とか、正しい者が勝つとは限らないよとか、そういったことをちょっと耳にもしてましたので、不安はたくさんありましたんですけど、この審理から判決までを経験させていただいて、素人の私

にも納得のいく審理から判決までであったと、このように思っております。

裁判員の意見が通るかどうかが、最初心配していたんですけども、十分に通るということで、安心して携わらせていただいたと思います。開けた制度だと心強く思いました。

司会者

スケジュールの調整とか、そういうので苦労されたことはありましたか。

3番

時間的には余裕は十分ありましたので。年金暮らしなものですから、時間は十分あるものですからね。

司会者

負担感という点で、例えば、普段やってないことをやっていただいたものですから、裁判員裁判のあった日は眠りに入るのが浅かったとか、そういうことはありませんでしたか。

3番

ここへ来て、座ってから緊張するぐらいで、来るまでは冷静に、冷静にと思って来てますから。やっぱり来てみて、空気がちょっと違いますので、その辺が緊張しますね。

司会者

では、2番さん、お願いします。

2番

まず、当たったことにびっくりしまして、私的には嫌だなと思いましたね。でも、主人は行けということで、主人は、俺が当たったらすぐに行くということでしたけど、私はできたら行きたくなかったです。なぜかという、まず、遠かったというか。普段、電車とか何十年って、何十年でもないけど、乗ってないものですから、それを最寄りの駅まで自分の車で来て、それから浜松へ行くという感じで出てきたんですよ。それも気合を入れて出てくるんですよ。

それだから，ここに来ることが結構，精神的に疲れましてね。降りて駅から歩いてくる，浜松の街は何年振りだろうという感じで歩いてきましたけど。そこから始まって。ですから，通うことが大変だったというのが私には疲れて。

あと，5日間の審理でしたけど，私は入り込んでしまうほうなんです。5日目くらいはかなりストレスが限界だという感じのところはありましたけど，もうちょっとに気楽にと自分でもしようとするんですけど，こうではないか，ああではないかとか，いろんなことを深く考えすぎるところがありまして，そういう意味での疲れというか。これでいいのかなとか，あまりにも考え過ぎちゃうところがありましたので，終わった途端に，ああって感じでしたね。

あとは，いろいろ裁判長さんたちが一生懸命リラックスさせてくれようとする気持ちがまた逆に痛くて。結構，気を遣ってくれてるんだ，余分なところに神経使ってくれてるんだと思うだけで，ああ，しっかりしなきゃと思いながら，がんばってきました。

あとは，こういう事件なんかに携わってみて，私の携わった事件は精神的に弱い方で，今，そういう生活弱者の方とか，いろいろな生き方をしている方もいるので，私の仕事の的にそういう弱者の方に接することもありましたので，もしかしたらこのような事件に発展するんじゃないかという不安を持ちながら，ちょうどたまたまそういう事件だったので，こういうことが起こり得るんだということを感じながら，やらせていただきました。

司会者

ありがとうございました。では，最後になりましたが，1番さん，お願いします。

1番

裁判員裁判を経験する前は，全くこういうことは，新聞とかテレビの世界のことだとずっと思っていました。手紙が最初来たときは，うちの主人も，手紙が来た，悪いこと誰かしたのかというようなことで，何が何だかよく分からな

くて。そうこうしているうちに、まあ、いいかな、やってみるのもいい経験かもしれないしと思って、受けさせてもらったんですけど。

私の携わったことは強制わいせつ致傷だったんですけど、その裁判をやっているときに、その男性、まだ若かったんですけど、20代だったんですけど、8件もの事件を起こして、聞いている範囲では、26歳とはいっても子どもの遊びの延長みたいな感じだったんですね。ああいうことって、世間一般あり得るような感じだったんですよ。だから、それを大人の人が止めないと、どんどんエスカレートして行って、悪気もなくやっていること自体がゲーム感覚になっているというか。その子だけではなく、世間一般にもこういうことってあり得る話ではないかなと思いました。だから、人に裁かれるとは、きっと思ってなかったと思うんですよ。御両親も私たちから見えてたんですけど、その子を産んでからずっと良い子に育てと思って一生懸命育ててたと思うんですよ。おじいちゃん、おばあちゃんもいらっしゃる家庭で、お父さん、お母さんに愛されて。私たちもそうなんですけど、子どもを育てるって、愛情かけて育てても、なんでこんな馬鹿なことをして、人に裁かれて、そういうのというのはどこかに潜んでいることなんだなって、ふと思いました。だから、これからも国民の一人として、やっぱり私たちのこの年齢は、一人一人をしっかりと育ててやらないといけないんじゃないかなと、ものすごく真剣に考えるようになりました。

司会者

裁判所のイメージとか、裁判官とかはいかがですか。

1 番

とても身近に感じて、検察官の読んでくださった方なども、本当にきれいに読んでいただいて、心にもものすごく深く入ってくる言い方をしていただいて、分かりやすいし。

司会者

今言われたのは、検察官の方が何か主張をしたときの検察官の読み方という

意味ですか。

1 番

読み方がものすごく。こんなに分かりやすく説明してくれるんだ、私たちがさえも分かるんだなという話し方をしてくださって。裁判官ですが、隣のおじさんという感じみたいで、とても話しやすく、審理のときなども、とても話しやすく、言いやすかったです。

審理について

司会者

どうもありがとうございました。既に中身も、今の1番さんの話にもありましたし、審理の中身の話も出てまいりましたので、これからそういう各論的なことについて、御意見をお聞かせいただきたいと思います。まず、審理に立ち会った際に全体的な手続がどういうふうに進んでいくのかというのが理解できたかどうかということが一つあります。

あとは、今、その審理の流れを前提にしていますけれども、手続としては、検察官の方が起訴状で起訴するのはこういうことだと説明をして、冒頭陳述というのをして、こういう形で証拠で裏付けます。それに対して、反対側の主張を弁護人がする。それに基づいて、今度は証拠調べということで書類を読んだり、あるいは証人尋問をしたりという形で段取りが進むわけです。今申し上げた、検察官や弁護人が言われる主張、それを裏付ける書類あるいは証人といった証拠というものを区別する必要があるという指摘がされたと思うんですけれども、そういう区別ができたかどうか。あるいはできやすかったかどうかというようなところとか、審理全般のところについて御意見、御感想があれば、お願いしたいと思います。アットランダムにどなたでも、どんな点でも結構ですので、お話しただければと思いますけれども、いかがでしょうか。審理の流れというのは大体フォローはできましたでしょうかね。

3 番

私が携わらせていただいたものは単純な、と言うと何ですけれども、そんな罪悪人がやるようなあれじゃなかったものですから、分かりやすく裁判所に説明を最初から最後までしていただいたので、理解はできました。

司会者

最初に検察官の方と弁護人の方が、自分たちはこういうふうに事件を見ているんだということで主張をされますよね。冒頭陳述と呼んでいるものなのですが、それはいかがでしたか。分かりやすかったかどうかということでは。

3 番

分かりやすかったですね。もっと複雑に考えていたものですから。内容も単純といえば単純でしたけどね。納得のいく判決だったと思います。

司会者

決して3番さんの事件が簡単だったということではなくて、よくフォローしていただいたんだと思うんですけれども。量的な面でいうと、犯罪事実が非常にたくさんある事件というのは、なかなか我々プロの裁判官でも理解しにくいところがあります。例えば、5番さんが担当された事件などは複数の事実がありましたよね。そのあたりはいかがでしたか。

5 番

分かりやすく説明していただいたと思いますし、非常に分かりやすかったですね。本人も自白しているということもありまして、我々も、本人も認めているしということで、見ましたし。分かりやすかったです。ただ、一番、判決に対して決めるのが、どうなんだろうというのはやっぱり専門家じゃないですから、裁判長が今までこんなのはこれくらいですよというのを参考にしかできなくて、自分らではこうだというのはやっぱり難しいですね、判決だけは。

ただ、冒頭陳述とかいろいろなものは非常に分かりやすかったし、本人も自白してますので、どちらかということ、先ほど言ったように、生活苦のこともいろいろあったものですから、ああ、生活も苦しかったんだなということも分か

りましたしね。そういう事件を起こすだけのあれがあったんだなという、周りがそうあったんだなということは非常に分かったです。だから、そういう周りのことを言ってもらわないと、我々、その人本人に会うのは初めてなものですから、どういう生活をしているということが分からないものですから、俺、分かるかなと初め言ったんだけど、その中にちょうど検察官の方が詳しくこういう生活をしていたということを書いてくれたことが非常に良かったです。

司会者

事実が多いという意味においては、7番さん、8番さんが担当された偽造事件も結構いろんな事実があったかと思うんですね。そこはいかがでしたか。検察官のほうで整理され、弁護人のほうで反論されてるんですけど、そこはフォローはできましたでしょうか。

7番

実際に犯行に使った偽札を見せていただいたりとか、一部の事件によっては実際に見取図とかを見せていただいたんですけれども、一応分かりやすかったとは思いますが、図や写真だけではちょっとイメージしにくいと思うところもちょっとあったので。それこそ、3Dプリンターなんかあったら分かりやすかったかなと思うときもちょっとありました。

司会者

それは偽造のプロセスとか、そういうところという意味ですか。

7番

ではなくて。実際に犯行を起こしたお店の見取図が、イメージするのもちよっと限界があったかなと、ちょっと思いまして。

裁判官

もう少し立体的にイメージできるような。

7番

そうですね。

司会者

8 番さん，いかがですか。

8 番

一人の被告人が複数の件数を起こしてしまった事件であったので，裁判の内容自体がやはりかなり膨大で，審理をするべき時間も審理する量も，普通の1件，2件よりもかなりたくさんになってしまったので，その点はちょっと大変さを感じるところだったと思いました。ですけれども，資料のほうはとても分かりやすく拝見することができましたので，自分は状況判断をするのにはかなり分かりやすかったという点は，深く思いましたね。

ただ，1点だけ。証人尋問のところで，ロールシャッハテストという精神鑑定のテストを大学教授の方が，こういうテストをやらせていただきましたということを発表されたんですけれども，その点は，自分は多少知識があったので把握はできやすかったんですけれども，ほかの裁判員の方々が普段からそういうのに接することに，あまり深くないという方たちが多いと思うので，その点に関してはちょっと分かりにくいというのが結構多かったかなと思いました。弁護人の方とかで，精神鑑定をされる際に，こういうテストを行いましたという詳細をもう少し分かりやすく御説明いただけたら，裁判員の皆さんも，裁判に携わった方々ももう少し判断をするのに，順次進行がうまくいくかなと思いました。その点がちょっとひっかかりました。

司会者

今言われた情状的な責任能力の点に関連して，2番さんの事件では責任能力自体が争点になりましたよね。今お聞きしたいのは，むしろ検察官や弁護人の説明とか主張のところが分かりやすかったかどうかということなんですけど，そこはいかがですか。

2 番

印刷物をいただいたんですけれども，字も大きく，あと内容も専門用語を極

力省いてくれているなという感じで、私たちに分かりやすいような内容で書いてくれている努力が見られて、私たちも、こういうことかと理解しやすかったと思います。

司会者

口頭の説明のほうはいかがでしたか。書面を皆さんに見ていただきながら、口でいろいろ説明をされてたんだと思うんですけど。

2 番

検察官が女性の方だったと思いますが、とてもこちら側に語りかけるような話し方で、とても分かりやすく。そういう印象が今ぱっと浮かんできます。とにかく、冒頭陳述なんかでも、検察官が作って出してくれた書類がとても理解しやすいように書いてくれているということが一番印象に残っています。

司会者

先程、1番さんから検察官の説明は分かりやすかったというお話があったんですが、問題になった事案はたくさんあったかと思うんですけどね。そこはうまく整理されていたんですか。

1 番

そうですね。分かりやすく、たくさんあっても一つ一つ、しっかり書いてあって、私たちも理解しやすかったです。

裁判官

弁護人の説明のときに、メモを配ったり、説明されましたけど、割合と簡潔なメモで口頭で説明されてたと思うんですけども、弁護人の説明はどうでしたか。印象は。

1 番

分かりやすかったです。

裁判官

割合と口頭で説明されるのが多かったと思うんですけども、それは理解で

きましたか。

1 番

はい，理解できました。

司会者

決して弁護士さんや検察官を批判するわけじゃなくて，よく裁判員の中でお話を聞いていると，弁護人や検察官の説明の中で分かりにくい点があったという御意見が出る関係があるものですから，そういう意味でちょっとお聞きしたんですが。今，全体的には非常に好意的に評価していただきましたが，さっき，7番さん，8番さんが言われたように，よかったんだけど，こういう点をしてくれたらもっとよかったのになあ，というところは何かありますか。

2 番

私たちのときに，検察官のほうの文章とか提出してくれたのはすごく見やすかったんですけども，弁護人のほうは，申し訳ないけれども，意味が分かりにくいというか，ちょっとさらっと進んで，うーん，うーんというのが意見として会話で出たことはありました。

司会者

ちょっとコンパクトすぎたということですかね。

2 番

そうですね。もっと深く書いてくれたらいいというか，何というかな。

司会者

その分，口頭での説明では補われていなかったんですか。

2 番

私にはそう感じられたんですけども。

司会者

ほかにはございますか。

4 番

私の担当したのだと、正直、検察官から出された資料がすごく見やすく、分かりやすく、慣れてるなという感じがしたんです。裁判員の人に見せる見せ方に慣れている感じがして、逆に弁護士の方はどうやってうまい具合に表現していいのかをすごく迷っている感じがあって。なるべく用語は簡単にしてくれてるんですけど、心情的に入ってこないというか、心情的にこうなんですという説明ばかりで。そうすると、逆にそればかり書かれちゃうと、いや、心情的にこういうのに流されちゃいけないんじゃないかとか、それでかえって迷いが生じちゃって。検察官のほうは、本当に事実だけ書いてあって、だからこうなんですというのに対して、いや、この人はこういう感じで、今までこうで、こうで、こういうことがあったから、だから、こうなんじゃないかという書き方を弁護士の方がされてたので、そこら辺がまだ慣れてないというか。そこをもうちょっと。

でも、裁判でどの方が弁護するとかってというのは決まってるわけじゃないじゃないですか。そうすると、やっぱり検察の方のほうが、そういう、うまく資料を作るノウハウというのを持っているのかなと。弁護士の方もそういうノウハウがあれば、もうちょっとお互いに意見が分かりやすいのかなという感じはしました。

司会者

後ほど、弁護士の方からお話があるかもしれませんが。みんな一生懸命がんばっていると思うんですが。確かに、一部ですけど、弁論要旨という最後に出た文書を見ましたけど、非常に気持ちの熱くこもった文章ではあるんですが、その気持ちばかりが出てくるという感じは確かにありますよね。

かなり証拠の話にも入っているんですが、今は、我々が主張と言っているもののレベルの話を中心に伺いました。証拠調べの関係で言いますと、いろんな被害者の方とか、関係者の方の供述調書を読んで証拠とするというやり方と、被告人はもちろんですけれども、証人という形で法廷に来ていただいて、直接

お話を聞くというやり方があります。もちろん、事件による部分もあるんですけども、そのあたりは書類を読んでいる証拠調べと証人からお話を聞いている証拠調べというものの比較ができる体験をされた方で、何かお感じになったことはないかなということでお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

2 番

私たちの事件では、被告人の方がほとんど答えられない、「さあ。」とか、「うー。」だけしか。はっきり、やりませんとか知りませんとかいう言葉を聞かなかったんですね。何か質問をされると、「うーん。」とか「あーん。」で。そしてまた被害者の方も一度も出てこられなかったんです。だから、やっぱり被害者の方の気持ちとか意見も聞きたかったんですけども。両方の意見がないというか、あまり言葉とか様子が。

司会者

実感を持って。

2 番

うん、来ないんです。来なかったように思えます。だから、そういうところがね。でも、その中から、審理していきながら真剣にみんなで考えてやっていったということが印象に残ってます。

司会者

今の被害者という意味では、3番さんの事件は、父親が息子を刺したというところで、その息子さんが証人で出てこられたりしたと思うんですけども、いかがでしたか、そういうところは。

3 番

両方の意見が聞けたということは大変よかったと思うんですが。

司会者

両方の意見というのは、被告人と被害者ということですね。

3 番

ええ，そうです。

司会者

今，2番さんの話にもありましたが，やっぱり証人という形で目の前に来られてお話を聞いたほうが実感はつかめたということになるんでしょうか。

3番

やっぱり一方的なものよりは，そうですね。被害者と加害者の話を聞くのがやっぱり一番かと思いますよね。

司会者

ほかの方でいかがでしょうか。

6番

私が担当したのは強盗強姦で，やっぱり女性としては，被害者としては出ていらっしやらなかったんですけど，お手紙だったんですけど。お手紙だけでもかなり心に響いて，涙しちゃったんですけど。でも，被害者の気持ちも分かるんですけど，被告人のお母さんだったり，同棲している恋人だったり，お話を聞いて，こちらから質問しなきゃいけないというときは，それもちょっとかわいそうだなという気持ち，両方ありましたね。

司会者

今のお話ですと，被害者の方の，例えば，検察官や警察の人がいろいろとお話を聞いた調書等もあったと思うんですが，やっぱり被害者の方の直接の手紙というのが。

6番

そうですね。それが一番。

司会者

やっぱりかなり実感を持てるということですね。1番の方，事件が多かったと思うんですけど。わいせつ事案もありますので，今，6番の方からお話がありましたように，被害者に聞くというのはなかなか難しい部分もあったと思い

ますが、いかがですか。証人尋問とか被告人のお話を聞くという点で何か印象に残っていることはありますか。

1 番

とても印象に残っているのは、読んでいるように、26歳の被告人のほうがあまりにもしっかりと。これだけしゃべれて、これだけの考えを持っていて、なぜこの事件を起こしたのかというのは思いました。

裁判官

この事件、8件あって、それぞれ1件ずつ聞いていきましたけど、被告人質問を。捜査段階の調書は全然読み上げなかったですよ。全部、被告人に法廷で聞いたんですけれども、そういうことについてどうですか。直接被告人から話を聞くのと捜査段階の調書を読み上げられるのと、二つあるんですけれども。

1 番

被告人が話をしているときというのは、私たちがなんかで考えているのと、もちろん悪いことをしたという意識はないわけではないんですけど、何か書面を読んでもみたいで、淡々としているというか。その姿を見ながら、傍聴席の御両親の姿が涙ながらに、とてもつらそう。私も娘や息子を持っている人間ですので、その加害者の親の気持ちも分かるんですけど、お嬢さんの御両親の気持ちも分かるし、被告人の御両親のつらそうな姿が悲しい。こんな淡々とよく話ができるものかなと。

司会者

ある意味では、被告人のその淡々とした印象と、傍聴席との対比というか、そこから伝わってくるものがあるということですね。

1 番

そうですね。

評議について

司会者

検察官と弁護士のことばかり聞いてたら、バランスを失いますので、今度は裁判官の関係もある評議についてうかがいます。審理が終わった後に、どういう判決にしようかということで、皆さんと裁判官で議論をしていただいたと思います。その評議の雰囲気というのはどうだったかということをお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。例えば、7番さん、8番さんの場合はどうでしたか。

8番

被告人に対して有利なこと、不利なことがあったと思うんですけど、ホワイトボードと付箋を使いまして、裁判員の方が、いろんな項目に対してどういうふうに思っているかという、個人的な意見をそこに各自貼っていったんですよ。そのことに関して、皆さんで評議をさせていただいたんですけども、自分だけの意見でなくて、こういう考えもある、ああいう考えもあると、かなり様々な意見を出すことができて、また意見の交換もしやすかったと思いますので、評議についてはとてもよかったと思います。

司会者

その付箋紙という形で、皆さんが言われた意見が明確に書いてあるわけで、メモもとらないでいいですし、口で言っただけだと忘れてしまうということもありますから、それを見ながら、自分の意見と対比しながら考えることができたということですかね。

8番

そうですね。はい。

司会者

7番さん、どうですか。

7番

私も8番の方と同じようなんですけども。私の考え方だけではなく、ほかの裁判員の方と、こういう考え方があるんだとか、それはちょっと厳しすぎ

るんじゃないかなとか、いろいろと考えることができて、よかったと思います。

司会者

5番さん、いかがですか。別の視点からでもいいので、評議について。

5番

別の視点から言わせていただくと、今言ったように、付箋で我々もやっていったわけですけど、判決について決める何年とか何年とかっていうのが今までの過去の例をずっと出していただいて、僕らが一番難しいなというのはそこらなんですよね。ある人はこれでは長すぎる。6年、7年とか、いろいろ決めるのが、本当に僕も悩みました。何年と、果たして自分が決めちゃって、当然、皆さんと多数決で決めると思うんですけど、それにしても、そこが一番僕は悩みましたね。いろんな過去の例を言っていただいたんですけど、果たしてあれがよかったのか。うちへ帰ってみても、あれでよかったのかなというのは、自分でもずっと……。みんなが多数決で決めたからということで、自分を納得させましたし、なかなかそこらの評議は難しかったです。正直言って悩みました。3日くらいは、本当によかったのかなと思って、女房に聞いてみたり。だから、みんなで出したんだから、お父さん、そんなこといいんだよって。自分は悩みましたね、やっぱり。人を裁くというのは難しいなと思いましたね。

司会者

裁判官もみんな悩みながらやっています。

5番

そうですね。だから、大変だなと思いましたね。

司会者

6番さんはいかがですか。評議の雰囲気とか、感想でも。

6番

付箋紙をいただいてから時間をある程度いただいて、幾つか書き上げて貼って、それを区分けしていったときに、やっぱり自分は何年で、こういう理由が

あるから何年くらいだな，何年服役だなと思っていたことが，ほかの方の違う意見とかを見ると，ああ，そういう視点からも見れるんだなということが分かって。それでちょっと考え方が変わる良い時間だったと思います。

司会者

本人の前で言いにくいかもしれませんが，裁判長について，ただのおじさんという意見もありましたので，血の通った人ということもありましたし，気を遣いすぎという意見もありましたけど，いかがでしたか。裁判長に限らず，裁判官が三人いたと思うんですけど。

6 番

とても話しやすくて，分からないことを聞けるというか。くだけた中で進んでいくので。やっていることはすごく大変なことなんですけれども，分かりやすく教えていただいて。

司会者

やっぱり，法律用語自体もそうですが，普段我々が無意識に使っている言葉も一般の方から見ると難しい言葉があるんですが，そういうところはちゃんと分かるように説明はされていましてでしょうか。

6 番

そうですね。執行猶予が付く，付かないとか，そういうことは，自分はニュースとか映画の世界，自分は映画が好きなものですから，映画の中でしか見たことがなくて，模範囚だったら何年縮まるから何年で出てきちゃうんじゃないとか，そういうことも実際聞いて，いや，この件ではこうなんですということも聞いたものですから，法についてもちょっとお勉強させてもらったという感じでよかったです。

司会者

評議について，何でも結構ですが。時間が長くて疲れたという部分もあるかもしれませんがけれども。

3 番

ここに出席するまでは、裁判長も上から目線で来るのかなと思ったら、全く庶民的に同じ目線で、最初から最後まで。

司会者

ほかの裁判官はどうでしたか。二人いたと思いますが。

3 番

同じように、同じ目線で、話から、進行していただいた。大変よかったと思います。

司会者

2 番さん、何か感想をお持ちですか。

2 番

それぞれのあれを持ってらして、とても和ませてくれる裁判長。癒しですね。それから、知的な方とか、三人三様がありまして。ちょっと考えたところをそっとうかがったりとか、そっと教えてくれたりとかする場面もありましたし。私たちのときは私が一番古いくらいで、あとは意外と若かったんですね。若い人たちは、最初意見をなかなか言わなかったんですけど、結構、だんだんみんなに追い越されていきまして、ああ、こんな考えもあるんだってことを評議して、最後の付箋を貼る頃には、若い人たちがリードしてくれたという雰囲気があったような気がします。

司会者

流れはあるでしょうけれども、後半は皆さん自由に意見を言っていた感じでしたか。

2 番

自由にかなり出ていたように感じられました。最初のうちは、皆さん、若い人だから、若い男の方と女の方がいて、遠慮しがちで、私みたいなおばさんがこちょこちょ言うと、横からぼんと言ってくれる程度の意見の出し方だったの

が、後半は私はもう余分なことを言っちゃいけないかなと思うくらいに、若い方がすごい意見を持ってこられて。また、書くことの得意な方もいらして、ぱぱっとすべてをインプットするような方もいらして。あのときのそれぞれの個性が一気にまとまって、最後の評議のとき、付箋を貼るときなんかの頃には、みんなで一致団結じゃないですけども、意外とそういう雰囲気を感じられましたので。こうじゃないよ、ああだよとかって、隣同士で話しながら進めていったのがとてもいい雰囲気で、そこへ持って行ってくれたのは裁判官だと思います。

司会者

ほかにはいかがですか。裁判官への不満とか、そういうのはないでしょうか。

4 番

審理自体は特に何の不满もないんですけども、私たちのために説明する資料も別に裁判官の方がわざわざ作ってくれてあって、この時間ってすごい申し訳ないなと。それが分かりやすくて丁寧なものですから、こういうのに時間をこんなに取らせちゃって申し訳ないというのは感じました。

司会者

ただ、その資料があって、かなり理解しやすくなったというのはあったわけですか。

4 番

はい。その資料があったから、すごくしゃべりやすいし、質問もしやすくなったし、考えの整理の仕方もよく分かったんですけど。ただ、こんなにね。で、この事件はこんな感じでみたいな資料だったから、これ、1件1件作ってたらすごい時間がかかるんじゃないのかなというのを、逆に心配して。

裁判官

パワーポイントとか画面とか、多数決の採り方とか難しいですもんね 結構。そういうことでちょっと工夫させていただいたと思いますけど。あと1点。最

最終的な評決をいきなり採るのではなくて、中間的な評決をして最終的な評決と。そういう方式はどうでしたか。何か御意見ありますか。中間評決を入れたほうがよかったかどうかということですけど。

7 番

途中でいろいろ悩みながら考えていったほうが、じっくり時間をかけて考えるほうが、人を裁くことですから、そういうふうですぐ決めるという感じではなくて、やはりある程度時間をかけたほうが被告人のためにいいかなと思います。

裁判官

段階的にやったほうが。

7 番

段階的に、はい。

メンタルヘルスについて

司会者

別の話題になるんですが、新聞等で御覧になられたかと思うんですが、ほかの裁判所の裁判員の方で審理の途中で死体の写真等、非常に刺激の強い写真を御覧になられて、審理が終わった後にかなりショックが残ったということで、裁判が起きたりしている事案があるというのは、新聞で御覧になられていると思うんですね。どうしても、裁判員裁判で対象にしている事案というのは、かなり刺激的で、皆さんにストレスを与えるものというのが、できるだけ絞り込むように我々しているわけですが、出てこざるを得ない部分があるんです。そういうことをお感じになった証拠とか、そういうのはありましたでしょうか。

裁判官

今回こられた方が関与されたのは被害者が亡くなられた事件じゃなかったもので、御遺体の写真とかはなかったもので、そういう問題は生じなかったかなとは思いますが。でも、それぞれ受け取り方がおありですから、こういう証拠は

というのがもしおありでしたら。

司会者

どうでしょうか。御自身が体験されたなかで特に記憶されているようなことがなかったとして、確かに厳しい写真とか出てくることもあり得ると思うんですけれども、その点について何か、御意見とかありますでしょうか。

5 番

先ほども言わせていただいたんですけど、死刑とか、死刑廃止とか、ああいう殺人事件の大きな事件は、僕らが見ても大変だろうと思うから、たまたま我々はこんな、そんなことを言っちゃ失礼ですけども、殺人につながるような事件じゃなかったもんですからあれなんですけど。そこまで、死刑までやるようなものまで裁判員制度でやらなきゃいけないのかなと思って。だから、もし自分がそういう人の裁判員になったら大変だろうし、そこまで裁判員でやらなきゃいけないのかなと思いましたね、新聞読んで。

司会者

ほかには御意見ありますか。せっかくの機会ですし、皆さんのお知り合いの方も裁判員をされることもあると思いますので、裁判所として、非常に重要な問題と思っています。どういうことを考えているかということのをせっかくの機会ですので、裁判官から説明してもらおうと思います。お願いします。

裁判官

裁判所としましては、御遺体の写真とか、裁判員の皆さんに多大な精神的なショックをかけるような証拠については、証拠調べをする必要性がどの程度あるかどうかということについて、慎重に検討をしております。ということで、安易に証拠調べをするということにはしていないと思います。ただ、そうはいつでも、否認事件とかでどうしても必要な場合ということもあろうかと思っておりますので、そういった場合であっても、裁判員の皆さんの精神的な負担を考慮して、どういう証拠を調べるか、証拠の対象とか、あるいは具体的にどういう方法で

証拠調べをするかという方法について配慮を尽くすというふうにしております。幸い、浜松支部で裁判員裁判において、証拠調べの結果、精神的なショックとか不調を訴えられた方はおられないというところです。

なお、裁判所として万全な対応をとりましても、なお多大な精神的ショックを受けられるといったような場合に備えまして、裁判所では、裁判員メンタルヘルスサポート窓口というシステムを用意しております。具体的には、裁判員を経験されて、肉体的、精神的な不調を訴えられた方について、専門のカウンセラーが年中無休、24時間体制で無料電話、インターネットによるメンタルヘルス相談に応じているということになっております。さらに、必要に応じて看護師さんや保健師さんといった方が電話やインターネットで健康相談に応じておりまして、現在、全国47都道府県、217か所の提携機関、カウンセリングルームでカウンセリングもやっているということです。

こういったことについては、裁判員になられた皆さんにはパンフレットをお渡しするなどして、適宜、情報提供をさせていただいておりますけれども、裁判終了後に何か問題が生じた場合、裁判所にお問い合わせいただければ、十分な御説明を申し上げる体制になっております。簡略ですけど、そういう形で対応させていただいているということで、御理解いただければと思います。

司会者

インフォメーションということになりますけれども、何よりも私どもとしてはそういう事態ができるだけ生じることがないように、更に工夫はしていきたいと思っておりますので、またお気づきの点があれば言っていただければと思います。

検察官、弁護士からの質問

こちら側ばかりでしゃべってましたので、検察官の方や弁護士の方にせっかく出席していただいて、検察官、弁護士の方からも皆さんの御意見を聞きたい事項があるということで出てますので、今度はそちらの質問に移らせていた

だきたいと思います。まず，検察官から。

検察官

検察官の岩橋と申します。裁判員裁判の対象事件につきましては，重大な事件でありますので，報道等がなされることが多かったと思います。裁判員の皆様におきまして，事件報道から受けた印象と実際に審理をしまして受けた印象というのが全然違うものなのか，どうなのか。あるいは，事件報道が評議等に影響があったかどうか，その辺をお伺いできたらと思います。

司会者

いかがですか。どなたからでも結構です。

検察官

実際，報道されてから審理まで期間がございますので，忘れちゃったとかっていうのもあるかもしれませんが。

司会者

裁判員に選ばれて，新聞記事を調べてみるとか，そういうことはあるんですかね。何か印象に残るようなことはありませんか。あるいは，やっぱり現実の裁判の印象のほうが強烈だったのかもしれませんね。

4 番

私はその事件があったことを知らなくて，最初，補充裁判員に選ばれていたもので，評決に参加しないから調べるのも嫌だし，と思って，なるべくいろんなことを聞かないで，そのまま行っちゃおうと思って行ったので分からないんですけど。一緒に裁判員をやった人の中には，裁判をやると決まってから，その事件について調べた方もいて。でも，その方もやっぱり，なるべくこの法廷の場で言われたことだけに集中しようということをやっていたので，特にはないです。

司会者

ほかの方でいかがですか。

5 番

僕も，4番さんの言われたとおり，そういう事件なんていうのはここへ来て初めて分かったことなもんですから。事前に知ってればなんですが，初めて分かったもんですから。僕，このあれを別に新聞等読んでないものですから，全然悩むことはなかったですけどね。ここで初めて自分がやろうと思ったもので。知りたいとは思っても，もう過ぎ去ったことですので，ここへ来てって報告されたのは。

司会者

何か，補足してありますか。

検察官

やはり報道は影響がないと，皆さん思っておられるということによろしいんでしょうか。

4 番及び 5 番

はい。

司会者

いいですか。では，弁護士からお願いします。

弁護士

弁護士の杉尾でございます。まず，皆さんのお話を聞いていて，基本的に裁判員制度そのものには積極的な評価をされているように，お話としては伺いましたが，弁護士会も裁判員裁判については会としては積極的に評価をしているところではございますが，一部弁護士の中には裁判員制度自体に懐疑的若しくは批判的な弁護士がいるのも事実でございます。そういう意味で，この裁判員制度，そもそも，制度が今までの職業裁判官だけの裁判官と，皆さんが参加する裁判員裁判というのは，皆さんが経験してみて，この裁判員裁判について，その制度の在り方，廃止等も含めて，もし御意見がありましたら伺いたいと思います。

司会者

ちょっと大きな問題ですけれどね。

弁護士

例えば、事実認定の部分では一般の市民の方の常識等を反映させて事実認定はしていただく。ただ、量刑については裁判員の皆さんの判断の対象から外すべきではないかと、こういうような意見も弁護士会の中にございまして。先ほど5番の方が、死刑判決のものについてまで判断するのは大変だろうなというお話もございましたが、そういうことも踏まえて、御意見等ございますか。例えば、対象事件を絞る、若しくは広げるという意見もありますし。いろいろな意見があるんですが。

5番

年齢のことなんですが。例えば、何歳までが裁判員裁判の対象になっているか、僕も勉強不足で申し訳ないんですが、上は何歳くらいまでって決まってるんでしょうか。そこ、僕、分からないんですけど。

裁判官

いや、辞退事由にはなりますけれども、70歳以上であれば。別に何歳ということは決まっていません。

5番

決まってないわけですか。じゃあ、ある程度選ばれた中で、その中でまた、自分が無理だと思えばやめるとかっていうのは、例えば、本人が頭がおかしくなってるとか、そういう方も選ばれるわけですね。例えば、国民の中には80歳、90歳の方もおられるもんですから。そういうのも全部対象で、一応おはがきは出すんですか。

裁判官

一応、対象にはしますけれど。無理であれば当然辞退される場合もありますでしょうし、選任されない場合も、対象から外れる場合もあるかと思うんです

けど。そういう基本的な，執務的な能力があるかどうかということが当然判断の対象になるわけですから。

司会者

一応，全てを対象にさせていただいた上で，法律で，あるいはそれを受けた政令で，こういう理由があれば辞退できると書いてありまして。今，5番さんが言われたような年齢問題，あるいは病気の問題というのは辞退事由として認める場合は結構あります。

5番

じゃあ，一応選ぶに当たっては，ぱっと中でやってくれるわけですね。そこがちょっと分からなかったものですから。申し訳ございません。

司会者

ほかの方でいかがでしょうか。

1番

先ほどおっしゃられた件なんですけど。やはり裁判員制度になってから，裁判員制度でやったほうがいいのか，それをなくしていいかという話があるみたいなんですけど，私は最初はそういうことはしないほうがいいんじゃないかなとずっと思ってきたんですけど，去年，こちらのことにかかわらせていただいて，改めて感じたことなんですけど，やはり国民の起こした事件ですから，国民全体が考える必要があると思うんですよ。大きな事件，小さな事件，それは私のほうでは分からないですけど，自分が携わってみてはっきり思ったんですけど，被告人の言葉を聞いていたりして，自分の子どもと同じように，国民全体が考えるべきだと思いました。

弁護士

例えば，テーマを絞りますが，犯罪事実があったかなかったかという事実認定の問題と，その犯罪事実があったとして，量刑ですね，被告人を何年刑務所に入れるかという問題と，大きく2種類の判断があるかと思うんですが。弁護

士会の中には、犯罪をやったか否かという判断は裁判員の方の御判断になじむだろうけれども、被告人を何年刑務所に入れるかの判断は、一般の方の判断にはなじまないんじゃないかという意見が弁護士会の中にございます。その辺はいかがでございましょうか。

1 番

そこら辺は、やっぱり一般国民ですので、そこまではできかねると私は思います。

弁護士

量刑の判断は。

1 番

量刑の判断は難しいと思いました。

弁護士

ほかの方はいかがでしょうか。

6 番

やっぱり大きな事件だと、死刑かどうかとなると、そこまで決められるかといったら、自分も死刑だなんて言えないですし。自分が担当したのが9年だったんですけど、それくらいだったらというか。罪の大きさに決めてはいけないんですけど、その人の人生というときに、ある程度の線というか、やっぱり死刑という言葉って自分がやりたくない、判断できないなという気持ちはあります。

司会者

ほかの方で、どうですか。

4 番

私は、どちらかというところ、かかわった以上は、最後までちゃんと責任を持って最後までやりたいほうなので、量刑まで決めたいなというのはあるし。あと、今までテレビで見て、なんでこれで死刑じゃないのとか、なんでこれで無期懲

役になったのという，その感覚のずれがあったからこそその裁判員という制度ができたと自分も思っているのです，そういう意味で，最後までちゃんと責任持っていれたらいいなと思います。

司会者

どうぞ，7番の方。

7番

私は，偽造通貨の行使とか通貨偽造だったんですけれども，そのときは似たような事件はどうだったのかとか，本人の心情とかその状況とか，いろいろ裁判員の方々とか裁判官さんとか言ったんですけれども。そのときは執行猶予付きの判決だったんですけれども，これでよかったんじゃないかなと思いました。

司会者

別の事項でいかがですか。

弁護士

事前に申し上げていたのと若干違うんですが。お話の中で，皆さん，裁判員に選任されたときに，いわゆる「疑わしきは被告人の利益」に，若しくは犯罪事実があったかどうかの立証する責任は検察官にあるんだというお話をされたかと思います。

裁判員裁判で，例えば，冒頭陳述でも検察官が話をして，検察官がストーリーを述べて，弁護人がストーリーを述べる。論告でも検察官がストーリーを述べて，弁論で弁護人がストーリーを述べる。往々にして，どちらのストーリーがより説得的なのかというような比較を一般市民の方はしがちなのではないかという危惧が弁護士にございまして。弁護士は，立証責任はあくまでも検察官にあるのであって，弁護人は，そこにいわば合理的な疑いを差し挟めばいいわけで，何も弁護人のストーリーが正しいのだと証明する責任には弁護人にはないんです。

そのあたりを，例えば，公判から評議に当たって，ずっと意識をしつつされ

ていたのかどうなのか、その辺、非常に弁護人として興味があるところなのですが。例えば、裁判所から随時そういった説示があるのかどうなのか、その辺も含めてお教えいただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。

弁護士

今、私が言った「疑わしきは被告人の利益に」という話自体は御理解いただけているということによろしいですかね。

裁判官

評議室に貼ってあるんですよ。原則ということで。弁護人もご存じだと思いますけど、宣誓するときに事前に説明しますよね。あの内容を貼ってありますし、やはり証明責任については、当然争点について判断する際に重要なことですので、おっしゃるとおりだと思うんですよ。そういうことは折に触れ説明申し上げております。

司会者

今のでよろしいですか。

弁護士

結構です。

最後に

司会者

それでは、もしよろしければ最後の話題になります。その後、報道機関から御質問がありますが、そういう意味で、皆さんからの御発言は最後になりますけれども、皆さんのほうから、途中いろいろと裁判官、検察官、弁護人の話もありましたが、改めてそういう点でも結構ですし、これから裁判員になられる方へのアドバイスのようなものもありましたら、お話しいただければありがたいなと思います。1番さんから。

1 番

最初はすごい重荷だったんですけど、やってみて、本当に真剣に考えるようになりましたので、これからやる方もそんなに嫌なことではないということが。裁判員制度になる前に、あまりにも新聞とかでプレッシャーのようなことを書きすぎているのではないかと思うんです。裁判員になるのが大変だということが、あまりにも私たちに頭から植え付けられたような感じがしてたと思うんです。やってみて、そうではないかと、真剣に考えていかなきゃいけないことだったな。当たったら、本当にいい経験させてもらえるんだと思って、思えるような何かを発したほうがよりよいと思いました。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

2 番

やらせていただいて、すごく勉強になりました。一主婦でいて、何も分からない中からみんなと評議し合って、そして一つの事件を解決というんじゃないですけど、していくことの難しさとか、また、いろんな人がかかわっているということも知りまして、裁判所には自分は世話になりたくないということを感じながら、でも、夫婦げんかしたりすると、時々、うっ、なんてなるときもありますけれども、そこはぐっと我慢ができるようになっていくと思います。そして、これからやる方にも、一つあれなのは、精神的にまいる方もいらっしゃるかもしれないので、耐えられるような人を選ぶ方法をちょっと考えて、傷害事件とか、血を見るような事件でしたら、そういうのがだめな人は最初から外すなりする、何か、もう少しある程度集まった中から、こういうのは大丈夫ですかとか、そういう感じで、そこからまたふるってという方法も、抽選だけじゃなく、無作為、誰でもいいってということじゃないんじゃないかなというの、ちらっと感じました。

司会者

ありがとうございました。では，3番の方，お願いします。

3番

紙一重で，被害者にも加害者にもなり得るんだということを肝に銘じましたし，他人事のように新聞等では見ていたものですから，ここに出席させていただいて，より親身に新聞などものぞくような感じになりましたね。以上です。

司会者

裁判員にこれからなられる方へのアドバイスはありますか。

3番

こういうのも経験してもらおうと，少しでもこういった事件も減ればいいかなと思います。大変だなと思いました，どちらも。

司会者

ありがとうございました。では，4番の方，お願いします。

4番

証拠調べのときのナイフとか現場というのが，実際自分が見たときに耐えられるのかなと，正直，選ばれたときは思って。想像してたよりは，そんなにひどいものではなかったので平気だったんですけど，これがもっと，亡くなった方のなきがらとかあったらどうなんだろうなというので。例えば，選ばれるときに，心臓が弱い人とか，そういう系統がだめな人みたいなのをよけるようなシステムがあると，いいのかなともちょっと感じました。これから裁判員になられる方には，分からないことは裁判官に聞けば何でも丁寧に，分かるまで教えてくれるので，とりあえず自分がどう感じて，どう思ったのかを伝えて，参加していけばいいのかなって。肩の力を抜いて参加しても大丈夫だと自分は思うので。もちろん，かかわる事件が死刑だ何だというのと，また覚悟は変わってくるのかもしれないですけど，それも一人で決めた結論ではなくて，みんなで決めた結論なので，何も全部一人で背負わなくてもいいんじゃないかなと，自分は感じました。以上です。

司会者

5 番さん，お願いします。

5 番

1 番さんが言われたとおり，やっぱり国民としては是非経験してほしいなと思います。せっかくこういう制度ができたのもそのためだと思いますし。ただ，2 番さんが言うように，重い事件でショックを受けるような人への配慮は必ずしていただいて，裁判員になった方が悩むようなことはやめてもらえば，絶対国民としては一度は経験していくということは，非常に勉強になると思いますし，自分も選ばれたことにすごく感謝してますし，是非経験してほしいなというふうに思います。

司会者

6 番の方，お願いします。

6 番

私は，証拠写真じゃないんですけど，なるべく立場になって話を聞いて，刑を決めようと思ってたんで，ちょっと中に入りすぎちゃったこともあって，被害に遭われた女性が真夜中に暗闇に降ろされて，近所に助けを求めに行ったという話があったんですけど，そのときのことがすごく思いに残ってて，夢を見たんですけど。そのときはちょっと嫌な思いをしましたが，やってみてよかったなということのほうが今となっては大きいですね。被告人の立場というか，そちらのお母さんや恋人のことを考えたりとか，被害者の方の立場に立ったりとか，いろんな人の立場に立って考えるという経験を自分のできたので，よかったと思います。あまり気合を入れすぎてやると，私みたいに後に残っちゃうこともあるかなと。今は全然平気なんですけど，そのときですね，疲れて寝ちゃったりしてたんで，精神的に苦痛になる人はちょっとよけるようなシステムに。皆さん言われたように，そういうのがあったらいいなと思います。

あと，事件の大きさですね。サバイバルナイフを私は見せられましたけど，

それは全然夢には出てこなかったんですけど、やっぱり死体とかの写真を見たら、残る人はすごく残ると思いますので、事件の大きさでこの裁判員裁判を選ぶことができたらいいかと思いました。

司会者

では、7番の方、どうぞ。

7番

私は、最初参加するまではメディア等のイメージで、裁判員裁判をすることはいろいろ負担かな、大変かなと思ったんですけども、実際参加してみると裁判についていろいろと経験ができたので、参加してよかったなと思います。ほかの方々も言われていたのですが、私はあまり関係なかったんですけども、死体等だめな人は、そういうふうに回避できるシステムがあったらいいかなと思いました。子どもが大きくなりましたら、裁判員裁判のことを詳しく教えてあげられたらいいなと思いました。思ったより、裁判員裁判の敷居が低かったので、もし参加する機会があったら参加してもらいたいなと思いました。

司会者

では、8番の方、お願いします。

8番

裁判員というものはなりたいと思ってもなれない、こんなに貴重な経験をすることができて、自分はとてもいい時間を得ることができたなというのが、まずは率直な感想です。それで、今後、いろんな人に対して望むことをいろいろ考えたんですけど、まず、裁判員をされた方々の安全面に関して、事件によっては危険が及ぶ場合も出てくると思うんですね。そのことに対しても様々なところで裁判員の方の安全をしっかりと守れるような体制を厳しく整えていただけたらと、そういうことは思いました。

あと、裁判については、裁判員制度というのはすばらしい制度だと思います。今後、当然やっぱり長く続けていっていただきたいと思いますし、あとは、世

間の人たち広く一般にこの裁判員制度に触れることができ、また身近に裁判や犯罪に対してもっと深く意識を持っていただけたらいいかなというふうに思いました。あと、先ほどから皆さんが言われている精神的ストレス、PTSDに関して、やはりその裏腹に裁判員の立場になる方々はどうしてもそういう危険というか、そういうものは否めないと思うんですね。そのことに対しては、まだまだ事例は少ないとは思いますが、もしそういう参考資料が得られるのであったら、欧米のほうが進んでおりますので、そちらのほうからもいろんな資料を得たり、日本の今後の裁判に対して少しでもそういう方が減っていただけるような裁判の方法というのをまた模索していただけたらと思いました。

司会者

ありがとうございます。何か、身の安全で危険を感じられるようなことはありましたか。

8番

自分は何もないですけど。ただ、実は被告人の方と同郷でして、自分が担当した裁判の被告人が自分と同じ町の方が起こした事案でしたので。例えばですけど、世間は結構広いようで狭いというのがございまして、また知り合いのそのまた知り合いの人が実は事件を起こしたというのが後々になって分かっちゃったりという場合もございまして。どうしても限られた地域の中で裁判員という方を選出されているというのが実情だと思いますので、そういうこともある程度配慮する必要性はあるのかなというのはちょっと思います。例えば、被告人の出身地とは別地域から選出するという工夫もちょっと御検討されてみてはいかがかなと個人的に思いました。

司会者

長時間にわたって、どうもありがとうございました。私どもにとって、貴重な意見を聞かせていただいたかと思えます。裁判所もちろんですが、検察官、

検察庁,弁護士会とも,裁判員裁判が皆さんからいただいた御意見を踏まえて,国民の皆様の期待に応えるようなものになるように努力していきたいと思っています。そういう意味で,今日いただいた御意見というのは非常にありがたいと思います。今日は,本当にありがとうございました。

以上